

概要版

第2次長崎市男女共同参画計画 後期行動計画

計画期間 平成28年度(2016年度)～平成32年度(2020年度)



計画策定の趣旨

近年の少子高齢化による人口構成の大きな変化やグローバル化による産業競争の激化などにより、経済社会の構造が変化するなかで、様々な分野において、一人ひとりの能力が発揮され、多様な考え方に富んだ活力ある社会づくりが今後の男女共同参画社会への実現につながります。長崎市では、1987年（昭和62年）に「長崎市婦人行動計画」を策定して以来、「あじさい男女平等推進プラン」を経て、2001年（平成13年）に男女共同参画社会基本法に基づく最初の「長崎市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現のための諸施策に総合的に取り組んできました。

「長崎市男女共同参画計画」の計画期間が2010（平成22）年度をもって終了したことから、それまでの成果や課題を踏まえ、長崎市男女共同参画推進条例の基本理念にのっとり、「一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現」に向けて、新たに「第2次長崎市男女共同参画計画」を策定しました。

計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項、長崎市男女共同参画推進条例第7条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。

また、後期行動計画からは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づいた基本的な計画でもあります。

計画の期間

この計画は、「基本計画」と「行動計画」から構成します。基本計画の計画期間は、2011（平成23）年度から2020（平成32）年度までの10年間です。行動計画は2011（平成23）年度から2015（平成27）年度までの5年を前期、2016（平成28）年度から2020（平成32）年度までの5年を後期とします。

基本理念

長崎市では、2002年（平成14年）に制定、施行した長崎市男女共同参画推進条例第3条において、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしています。今回の計画についても、この基本理念に基づき策定しています。

◆長崎市男女共同参画推進条例の基本理念◆

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 男女の互いの性の尊重と健康づくり
- 6 国際的協調



◆めざすべき将来像◆

一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる
男女共同参画社会の実現

推進目標

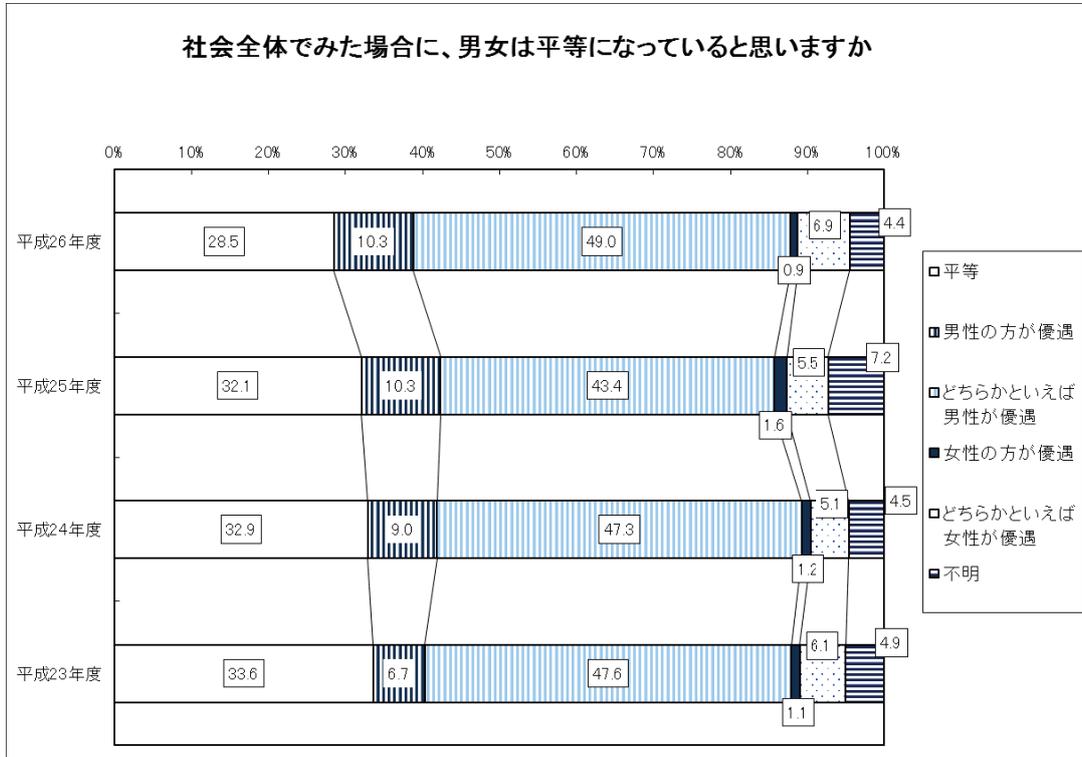
推進目標 I

男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

男女共同参画を推進していくうえで基盤となるのは、一人ひとりの男女共同参画についての理解であり、男女共同参画社会がより身近なものとして実現していくためには、その意識が深まり、広がっていくことが大切です。

主要課題

- 男女共同参画についての理解の浸透
- 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進
- 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透
- メディアにおける人権の尊重



(長崎市民意識調査より)



推進目標 Ⅱ

あらゆる分野において男女が共同参画できる 社会づくり

男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担う男女共同参画社会の実現のためには、女性も男性もあらゆる分野に積極的に参画し、自分の能力に見合った適正な評価を受け、活躍できる社会を形成していくことが重要です。

主要課題

- 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大
- 女性の^{※1}エンパワーメントの推進
- 仕事と生活の調和（^{※2}ワーク・ライフ・バランス）と共同参画の促進

※1 力をつけること。一人ひとりがその人らしく活動するなかで、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを変えていく力を身につけることを意味します。

※2 仕事、家庭生活、地域生活、個人の啓発など様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態をいいます。

推進目標 Ⅲ

男女共同参画を阻害する暴力を許さない 環境づくり

男女共同参画社会の形成を阻害する要因の一つとして、配偶者や恋人など親しい男女間での暴力があります。暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。男女の人権が尊重される社会の実現のために、DV及びセクシュアル・ハラスメントを防止するための法制度の周知・普及に努めていきます。

主要課題

- 男女間における暴力の根絶

暴力は決して許されません!!

『DV（ドメスティック・バイオレンス）』とは、「配偶者や恋人など親密な関係にある男女間における暴力」のことです！

- ◆ 身体的暴力・・・殴る、蹴る、物を投げる、刃物で脅すなど
- ◆ 精神的暴力・・・馬鹿にする、無視する、交友関係の規制など
- ◆ 性的暴力・・・性的行為の強要、避妊に協力しない中絶をさせるなど
- ◆ 経済的暴力・・・生活費を渡さない、外で働かせない、借金を負わせるなど



施策の体系

推進目標

主要課題

施策の方向

推進目標 I

男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

1 男女共同参画についての理解の浸透

- (1) 男女共同参画の視点に立った慣行・社会制度への意識改革
- (2) 男女共同参画への継続的な意識啓発と情報発信

2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進

- (3) 教育の場における男女平等意識の推進
- (4) 男女共同参画をめざした市民の学びの場の充実

3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透

- (5) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の啓発
- (6) 妊娠、出産期における健康管理への支援

4 メディアにおける人権の尊重

- (7) 男女共同参画の視点に立った表現の促進と理解への支援
- (8) メディアにおける有害環境浄化への取組

推進目標 II

あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり

5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大

- (9) 審議会等への女性の参画促進
- (10) 女性の積極的な採用・登用の促進

6 女性のエンパワーメントの推進

- (11) 女性の人材育成
- (12) 女性のチャレンジへの支援

7 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）と共同参画の促進

- (13) ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・浸透
- (14) 家庭における共同参画の促進と子育てや介護への支援
- (15) 地域における共同参画の促進
- (16) 多様な働き方ができる労働環境づくりの促進

推進目標 III

男女共同参画を阻害する暴力を許さない環境づくり

8 男女間における暴力の根絶

- (17) DV（配偶者等からの暴力）対策の推進
- (18) セクシュアル・ハラスメント等の対策の推進

推進体制

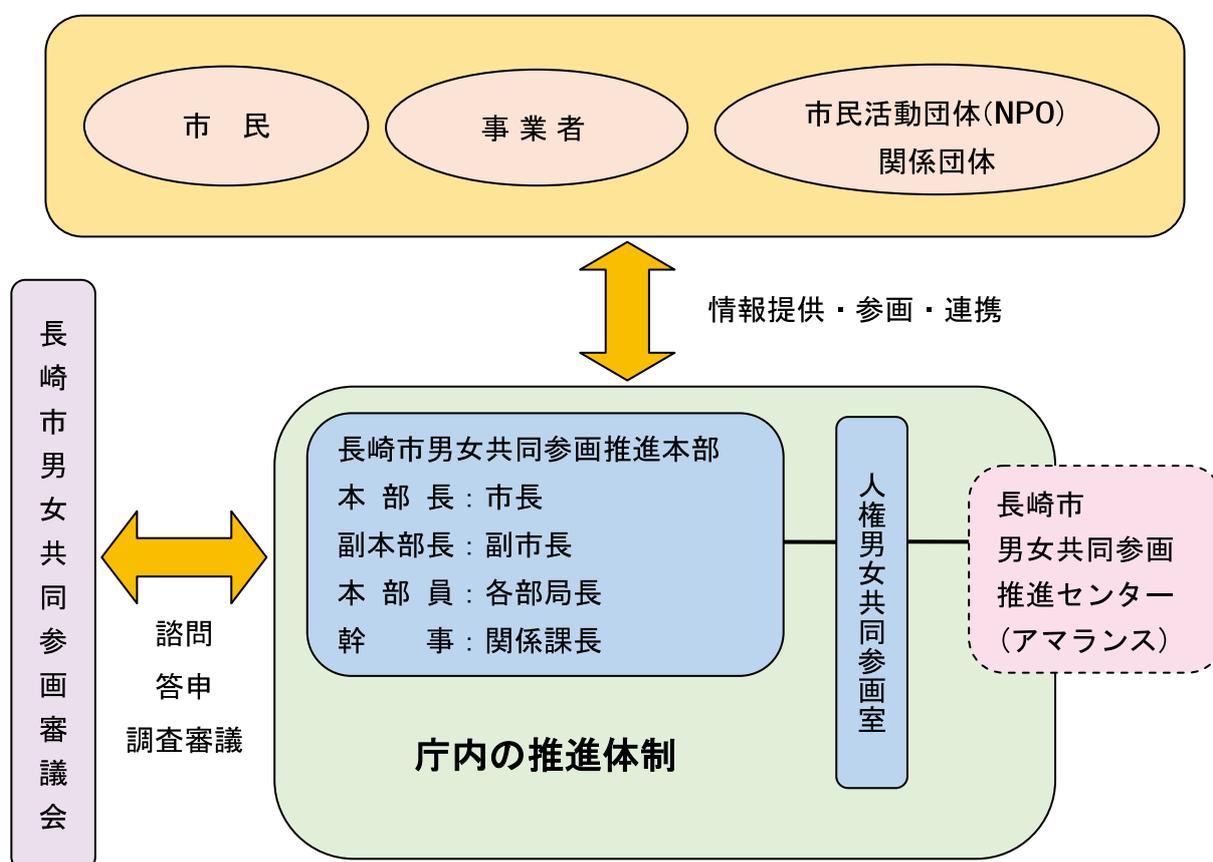
男女共同参画の推進を図るために、施策の取組状況を確認し、年次的に検証していきます。

国際的な動向や社会情勢の変化に対しては、男女共同参画の視点で、柔軟に対応した施策の推進を図ることが必要となります。

施策の取組状況については、市長を本部長とする長崎市男女共同参画推進本部を中心に、長崎市男女共同参画審議会の機能を十分に発揮させ、事業の充実を図ります。

また、男女共同参画の推進には、市民や事業者の担う役割も大きいため、情報提供に努めるほか、事業者との連携や関係団体との協働による啓発を行うなど、市、市民、事業者が一体となって事業を展開できるような運営を図ります。

【長崎市男女共同参画推進体制図】



後期行動計画策定 平成 28 年 3 月

編集 長崎市市民生活部人権男女共同参画室

〒850-0874 長崎市魚の町 5 番 1 号

電話 095-826-0026 FAX 095-826-0062

※平成 28 年 4 月から電話・FAX 番号がかわりました。

E-mail : jinkendanjo@city.nagasaki.lg.jp

URL : <http://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/190000/193000/p000368>